

【出席停止手続き方法】

本校では医療機関の証明は必要ありません。「治療報告書」「医療費明細添付シート」等を出席停止証明書代わりにしています。HP からダウンロードもできます。

- ①医師より学校感染症の診断を受けた場合、速やかに学校に連絡を入れてください。
「診断名」「症状発生日時」「休むように言われた期間」「受診病院名」を伝え、病院受診の際に発行された医療費明細のコピー（病院名や受診日が記載されているもの）を保管しておいてください。
- ②登校初日に保健室に行き、「治癒報告書」「医療費明細書添付シート」をもらい、自宅にて保護者が記入・明細書のコピーを添付してもらい、速やかに保健室に提出してください。
（領収書類は年度末の確定申告に必要な場合があるので、必ずコピーを添付してください）

	感染症の種類	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、痘瘡、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、南米出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH5N1であるものに限る）、その他指定感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、 <u>その他の感染症</u>	病状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで